

# 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会 第1回会議次第

日時：平成21年7月22日（水）

午前10時

場所：市役所北棟5F 第20会議室

①開会

②委嘱状交付

③市長あいさつ

④委員紹介

⑤委員長、副委員長選出

⑥奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画について

1.策定スケジュール

2.計画の骨子

3.具体的な取組みのアイデア・推進体制等についての意見交換

⑦閉会

## 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会 委員名簿

|   |       |                              |
|---|-------|------------------------------|
| 1 | 奥西 正博 | 奈良県経営者協会 専務理事                |
| 2 | 佐川 肇  | 市民公募                         |
| 3 | 崎山 昌彦 | 市民公募(奈良市もてなしのまちづくり条例検討委員会委員) |
| 4 | 佐野 純子 | 奈良市国際交流ボランティア協会 事務局長         |
| 5 | 中野 聖子 | ホテルサンルート奈良 専務取締役             |
| 6 | 中山 徹  | 奈良女子大学生生活環境学部 准教授            |
| 7 | 根田 克彦 | 奈良教育大学教育学部教授                 |
| 8 | 野原 純子 | 市民公募                         |
| 9 | 村上 良雄 | 奈良NPOセンター副理事長                |

(委員名は50音順)

# 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会

## 第 1 回 会 議 資 料

- ・奈良市もてなしのまちづくり条例 . . . 1
- ・奈良市もてなしのまちづくり推進委員会規則 . . . 8
- ・推進委員会スケジュール（案） . . . 10
- ・行動計画骨子（案） . . . 11

※別冊 「もてなしのまちづくり」 具体的取組みについて

## 奈良市もてなしのまちづくり条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条 第8条）

#### 第2章 基本的施策（第9条 第19条）

#### 第3章 もてなしのまちづくり推進委員会（第20条 第23条）

#### 附則

奈良に日本の都が遷<sup>うつ</sup>されてから1300年。往時を偲<sup>しの</sup>ばせるものが今なお輝きながら魅力あるたたずまいをみせるまち。世界遺産を有するまち。歴史と文化が現代に脈々と受け継がれてきたこのまちは、私たちの誇りです。私たちは、このすばらしいまちを今まで大切に守り伝えてくれた先人に感謝し、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのかけがえのない奈良が、このまちで暮らす人だけでなく、観光客をはじめ、奈良を訪れる人すべてに愛されることこそが、私たちの願いです。そのためには、私たちが本来持っている「もてなしの心」を呼び覚まし、奈良を訪れる人を温かく迎え入れ、心地よく過ごしていただくことが大切です。私たち一人一人が思いやりと親しみを込めて振る舞うとともに、身近な地域の魅力を掘り起こし、新しい価値を加え、<sup>はぐ</sup>育むことで、奈良を訪れる人の心が安らぎで満たされれば、それが私たちの喜びになります。

そして、私たち一人一人がそのような「もてなしの心」を、奈良を訪れる人だけでなく、奈良で暮らすあらゆる人にも向けて、「もてなしの心」を皆で共有することができれば、様々な立場を越えて、誰もが心地よく過ごせる豊かな地域社会の形成につながります。

私たちは、こうした「もてなしのまちづくり」への努力を続けることによって、この歴史ある奈良の価値をさらに高め、奈良を訪れる人が何度でも訪れたくなり、奈良で暮らす人がずっと暮らしたくなる魅力あふれる奈良のまちを目指します。

ここに、その決意をもってこの条例を定めます。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市におけるもてなしのまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、もてなしのまちづくりに関する市の施策の基本的事項を定めることにより、市民一人一人が奈良に誇りと愛着とを持ち、もてなしの心を育むまちづくりを市、市民及び事業者が協働して推進し、もって誰もが訪れたいとなり、未永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) もてなし 相手に心地よく過ごしていただくために、温かく相手を受け入れ、心を込めて接し、また、思いやりを持って振る舞うことをいう。
- (2) もてなしのまちづくり 市民一人一人がもてなしの心を育み、奈良に誇りと愛着とを持ち、奈良を訪れる人をはじめ、あらゆる人を温かく迎え入れ、誰もが心地よく過ごすことのできるまちにする取組をいう。

### (基本理念)

第3条 もてなしのまちづくりは、次の基本理念にのっとり推進が図られなければならない。

- (1) 誰もが日常の場面からもてなしの心をもって振る舞い、相手に思いやりと親しみを示すこと。
- (2) 市、市民及び事業者が、それぞれの立場でもてなしのまちづくりの担い手として主体的に取り組むとともに、これらの協働によりもてなしのまちづくりを推進すること。
- (3) もてなしの心の醸成及びもてなしの実践に必要な啓発、支援等により、もてなしのまちづくりの担い手を育成すること。
- (4) 世界遺産に登録された「古都奈良の文化財」をはじめとする奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を学び、発掘し、又は創造し、それらを生かした個性豊かなまちづくりを推進し、その情報を発信すること。
- (5) 年齢、性別、言語、習慣等の差異又は障がいの有無にかかわらず、誰もが

心地よく、安心して過ごせる環境を整備し、豊かな地域社会を形成すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、もてなしのまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、市のすべての施策にもてなしのまちづくりの視点を取り入れ、それを推進するものとする。

3 市は、もてなしのまちづくりに関する施策の実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と幅広く連携を図るとともに、市民及び事業者と協働し、これらの者のもてなしのまちづくりに関する意見を適切にその施策に反映させなければならない。

4 市は、もてなしのまちづくりを推進するため、観光客等の来訪者(以下「来訪者」という。)に必要な協力を求めるとともに、来訪者のもてなしのまちづくりに関する意見を適切にその施策に反映させなければならない。

(市職員の責務)

第5条 市の職員は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、その職務の遂行に当たっては、常にもてなしの心をもって市民、来訪者等そのかわるすべての者に接し、積極的にもてなしの実践に努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、もてなしの心をもって来訪者を温かく迎えるとともに、地域、職場、学校等あらゆる場で誰に対しても積極的にもてなしの実践に努めるものとする。

2 市民は、奈良の歴史、文化、伝統等とともに暮らすことに誇りと愛着を持ち、その魅力を積極的に発信するよう努めるものとする。

3 市民は、居住する地域において、地域社会の一員として、もてなしの心をもって互いに助け合い、支え合う良好な地域社会の形成に努めるものとする。

4 市民は、基本理念にのっとり、もてなしのまちづくりに関する市の施策に積極的に参画し、市と協働するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、その事業活動において積極的にもてなしの実践に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、もてなしのまちづくりに関する市の施策に積極的に参画し、市と協働するよう努めるものとする。

3 観光にかかわる事業者は、その事業活動が来訪者の印象に与える影響が特に大きいことを認識し、もてなしの心を反映したサービスを提供するとともに、市民及び来訪者の意見をその事業活動に反映させるよう努めるものとする。

(来訪者の協力)

第8条 来訪者は、奈良が世界遺産とともに暮らすまちであることに配慮し、奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を理解しつつ、もてなしのまちづくりに協力するものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、もてなしのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、もてなしのまちづくりに関する施策の実施に関する計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第20条に定める奈良市もてなしのまちづくり推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民及び事業者のもてなしの心を<sup>はぐく</sup>み、これらの者のもてなしのまちづくりに関する取組への参画を促進するため、必要な広報及び啓発に努めるものとする。

(活動の促進)

第11条 市は、市民及び事業者が自発的に行うもてなしのまちづくりを推進する活動のために情報の提供その他必要な支援を行い、その活動を促進する

とともに、もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体と協働するために必要な施策を講じるものとする。

（学習の支援及び教育）

第12条 市は、地域、学校、家庭等様々な場において、市民が奈良の歴史、文化、伝統等を学習する機会を確保するよう努め、その学習を支援するために必要な施策を講じるものとする。

2 市は、子どもたちが奈良に誇りを持ち、もてなしのまちづくりの担い手となるよう、地域、学校、家庭その他の教育の場において、奈良の歴史、文化、伝統等に関する教育を実施するよう努めるものとする。

（観光の振興）

第13条 市は、市民及び事業者と協働して、多くの来訪者を迎えるため、観光資源の開発及び保全に努めるとともに、観光情報の発信その他観光の振興のために必要な施策を講じるものとする。

（交流の促進）

第14条 市は、市民が外国人を含む多くの来訪者と、又は市民相互で積極的に交流し、奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を共有することを促進するとともに、その機会の確保のために必要な施策を講じるものとする。

（美しいまちづくり）

第15条 市は、市民及び事業者と協働して、良好な環境及び景観の保全を図り、奈良を美しく保つために必要な施策を講じるものとする。

（優しいまちづくり）

第16条 市は、市民及び事業者と協働して、公共施設の整備、案内表示の充実等、年齢、性別、言語、習慣等の差異又は障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に心地よく過ごすことのできる環境を整備するために必要な施策を講じるものとする。

（地域社会の形成の促進）

第17条 市は、市民による良好な地域社会の形成の促進を図るために、その自主性及び自立性を尊重しつつ、必要な施策を講じるものとする。

（情報収集及び調査研究）

第18条 市は、もてなしのまちづくりに関する施策を効果的に実施するため、



必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

- 2 市は、前項の情報収集及び調査研究を行うに当たっては、必要に応じて市民及び事業者と連携し、又は市民及び事業者に協力を求めるものとする。

( 顕彰 )

- 第 19 条 市長は、もてなしのまちづくりの推進に著しく貢献し、他の模範となると認められる活動を行った者を顕彰することができる。

### 第 3 章 もてなしのまちづくり推進委員会

( 設置 )

- 第 20 条 第 9 条第 2 項 ( 同条第 4 項において準用する場合を含む。 ) に定めるもののほか、もてなしのまちづくりの推進を図るため、奈良市もてなしのまちづくり推進委員会 ( 以下「委員会」という。 ) を置く。

( 所掌事項 )

- 第 21 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) もてなしのまちづくりについての情報収集、調査研究及び情報発信に関すること。

- (2) 第 19 条に規定する顕彰についての審査に関すること。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、もてなしのまちづくりに関する重要事項

- 2 委員会は、前項に掲げるもののほか、もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体との連携及び協働のために必要があると市長が認める事項を所掌する。

( 組織 )

- 第 22 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体を代表する者

- (2) 市民から公募した者

- (3) 学識経験を有する者

- (4) その他市長が適当と認める者

- 3 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第23条 前3条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

|                    |     |         |
|--------------------|-----|---------|
| もてなしのまちづくり推進委員会の委員 | 日 額 | 10,000円 |
|--------------------|-----|---------|

## 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、奈良市もてなしのまちづくり条例（平成21年奈良市条例第18号。以下「条例」という。）第23条の規定により、奈良市もてなしのまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (部会)

第4条 条例第21条に定める事項のうち、特定の事項を具体的に推進するため、必要に応じて委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の部会長及び部会員は、委員のうちから、市長が指名する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指名した部会員のほか、委員以外の者を部会員に委嘱するものとする。
- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

もてなしのまちづくり推進委員会スケジュール(案)

|    |   |
|----|---|
| 7  | <p><b>【第1回会議(7月22日)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・委員紹介(自己紹介)</li> <li>・委員会の所掌事務の確認</li> <li>・委員長、副委員長の選任</li> <li>・委員会の目的、運営方法、スケジュール等の確認</li> <li>・行動計画の骨子(案)の検討</li> <li>・もてなしのまちづくり「行政の取組み(昨年夏の現状)」、もてなしのまちづくりの具体的な取組みについて条例検討委員会における提案状況</li> <li>・「具体的な取組み」「推進体制(例、連絡協議会)」についての意見交換</li> </ul> |
| 8  | <p><b>【第2回会議(8月中旬～下旬予定)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もてなしのまちづくり行動計画の検討</li> <li>・もてなしのまちづくり推進体制の検討</li> <li>・顕彰基準(事務局案)の検討</li> </ul> <p>※日程調整した結果、委員全員の都合が良いのは8月18日</p>  |
| 9  | <p><b>【第3回会議(9月～10月開催予定)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もてなしのまちづくり行動計画(素案)の検討</li> <li>・もてなしのまちづくり推進体制準備に向けての検討</li> <li>・顕彰(基準、審査体制)についての検討</li> </ul>   |
| 10 |   |
| 11 | <p>行動計画パブリックコメント実施</p>  |
| 12 | <p><b>【第4回会議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果を踏まえて素案の検討、決定</li> <li>↓</li> <li>「行動計画」「顕彰基準」市長決裁</li> </ul>   |

# 奈良市もてなしのまちづくり推進 行動計画骨子（案）

～(仮)もてなしのまちづくりで 誰もが心豊かに過ごせる奈良～

## 1. 基本的な考え方

- ・ もてなしのまちづくりの意義
- ・ もてなしのまちづくりの基本理念
- ・ 市（行政）の役割
- ・ 市民の役割
- ・ 事業者の役割
- ・ 来訪者の協力
- ・ 計画の体系
- ・ 計画の期間・・・(案) 2010 年から 5 年間

条例の内容を  
参考に記述

## 2. 具体的な取組み

|              | 施策 | 主体 | (例) 施策実施に向けて<br>の手法等 |
|--------------|----|----|----------------------|
| ① 広報及び啓発     |    |    |                      |
| ② 活動の促進      |    |    |                      |
| ③ 学習の支援及び教育  |    |    |                      |
| ④ 観光の振興      |    |    |                      |
| ⑤ 交流の促進      |    |    |                      |
| ⑥ 美しいまちづくり   |    |    |                      |
| ⑦ 優しいまちづくり   |    |    |                      |
| ⑧ 地域社会の形成の促進 |    |    |                      |
| ⑨ 情報収集及び調査研究 |    |    |                      |

## 3. 計画の推進体制

## 4. 資料「奈良市もてなしのまちづくり条例」の掲載

「もてなしのまちづくり」具体的取り組み(案)

| 分野     | 出所          | 意見・事例等  |
|--------|-------------|---|
| 広報及び啓発 | 奈良市<br>既存事業 | <p>【広報活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○しみんだより等の発行</li> <li>○報道機関への情報提供</li> <li>○ホームページの運用</li> <li>○市政広告</li> <li>○11市情報番組(奈良テレビ)</li> <li>○コミュニティFM放送</li> </ul> <p>【接遇研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市職員が「挨拶の励行」や「清潔な身だしなみ」「窓口や電話におけるさわやかで親切な対応」等、市民満足度を高めることのできる接遇を習得するための研修。</li> </ul>  |
|        | 委員提案        | <p>【広報活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○奈良市内で残したい風景や残したくない風景をマスコミ等を活用して発信する。(第11回会議)</li> <li>○奈良市のホームページのインターネットの見出しで、もてなしのまちづくりに関して目立つように大きいバナーを作り、市民の関心を高める。(第2回会議)</li> <li>○奈良市内の宿泊施設や飲食店と提携した仕組みづくり(第11回会議)</li> <li>○旬の情報が常時ふんだんに発信されている状態を保つ。</li> <li>○情報の集積場所、窓口は一箇所にまとまるようにして利便性を高める。</li> <li>○県外から転入してきた人に(転入の届出時等に)奈良の良さをアピールする。(第1回会議)</li> </ul> <p>【奈良・神戸の交通網を活かした活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(神戸三宮と奈良が直通となったので)奈良市と神戸市が連携して、互いに広報し合う。(第11回会議)</li> <li>○近鉄やJRでの奈良市の取り組みの宣伝をもっと活発に行う。例えば、もてなしの啓発、ポスターの掲示、もてなしについてのアナウンスなど(第11回会議)</li> </ul> <p>【大学・企業との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業の協力を得て一緒にもてなしの啓発をする。(第11回会議)</li> <li>○奈良は「古い」というイメージが強いため、大学生や高校生の視点を活かして奈良の情報を発信し、若いエネルギーをPRする。(第11回会議)</li> </ul> |
|        | WGからの意見     | <p>【広報活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙やホームページにおもてなしの考え方や取組みを紹介する「もてなしコーナー」を設け、発信する。</li> <li>○イベントのピラ等に、観光情報を1行加えることで、市民・来訪者が奈良市の情報にふれることができる回数を増やす。</li> </ul> <p>【地域との協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民、自治会の協力を得て、地元の誇りに思うスポットをあげてもらい、地区やテーマごとにマップ、リーフレットをつくる。(長崎「さるくマップ」を参考)</li> </ul> <p>【事業者との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○おもてなしに率先して取り組む事業者に「もてなしステッカー」を配布し、店舗に提示し、もてなしのまちづくりの周知を図る。</li> </ul>   |

「もてなしのまちづくり」具体的取り組み(案)

| 分野    | 出所          | 意見・事例等   |
|-------|-------------|--|
| 活動の促進 | 奈良市<br>既存事業 | <p><b>【市民企画事業】</b><br/>○市民の多様な発想から生み出される企画事業を募り、市の事業として採択することにより、市民との協働によるまちづくりを推進する。<br/>(平成18年度は11件の応募があり、2件を主管課で事業化。)</p> <p><b>【アダプトプログラム推進事業】</b><br/>○身近な道路、河川、公園等の公共施設の美化を進めるとともに、活動を通して地域コミュニティの再生を図るため 美化活動を行うボランティアを募る。</p> <p><b>【グリーンサポート制度】</b><br/>○地域の団体に公園の美化、維持管理及び公園施設の点検を行っていただくことで市民との協働関係を築き、公園を快適かつ安全に利用でき市民に愛されるものとするため、自主的活動をする地域の団体に報奨金を交付する。</p> <p><b>【観光ボランティアガイド養成等事業(なら・観光ボランティアガイドの会補助金)】</b><br/>○東大寺・興福寺・春日大社などの世界遺産を中心に奈良の観光ガイドを実施する。併せて、ガイドを養成する。<br/>(特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会に補助金を交付している。)</p> <p><b>【旅館組合事業補助金】</b><br/>○外国人観光客接客マナーの向上、奈良への観光客の誘客強化、修学旅行 誘致促進のため、「従業員向け外国語研修」「鹿寄せ・茶がゆのサービス」「修学旅行下見校社寺拝観料・体験学習補助」を行う補助金として奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合奈良支部に支出する。</p> |
|       | 委員提案        | <p><b>【奈良自慢発掘】</b><br/>○大切な人に「見せたい」「聞かせたい」「香りを楽しんでもらいたい」「味わってほしい」という「奈良自慢」を集める。(第4回会議)</p> <p><b>【「もてなしマップ」の作成】</b><br/>○「このようにもてなしをしたら、こんな奈良市になる」という地図を子どもたちにも理念を理解してもらうよう、ビジュアル化する。(第2回会議)</p> <p><b>【PDCAサイクル】</b><br/>○来訪した人の要望を常に聞くことで、現状を認識し、よりよいおもてなしをするにはどう改善すべきかを検討していく仕組みづくり</p> <p><b>【目的・手段の明確化】</b><br/>○「市民が道案内を親切的確にできる」というようなことを具体的目標とする。<br/>○「もてなしに力を入れるとどんな効果が現れるか」というメリットを整理する。(第2回会議)<br/>○市民が取り組むもてなしのイメージを入れる。<br/>「道に迷っている外国人に声をかける」など、実行できただけで奈良のイメージは大きく変わる。(第2回会議)<br/>○大きなイベントの開催にあわせ、もてなしに関することを重点的に行う。(第11回会議)</p>   |
|       | WGからの意見     | <p><b>【目的・手段の明確化】</b><br/>○おもてなしに関する交流の場を提供する。</p>   |



| 分野   | 出所                  | 意見・事例等  |
|--|---------------------|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">学習の支援及び教育</p> | <p>奈良市<br/>既存事業</p> | <p><b>【平城京展等】</b><br/>○市の実施した発掘調査の成果を展示公開し、報告会、講演会を開催。古代からの奈良の歴史、文化財についての市民の理解を進め、奈良についての誇りと郷土を愛する気持ちの育成を図る。</p> <p><b>【世界遺産を巡る市民交流ウォーク】</b><br/>○世界遺産「古都奈良の文化財」の魅力を再発見できるよう、市民ボランティアの協力を得て3シリーズ全6回実施。文化財を子孫に伝えていく大切さを体感し、自分たちのまちを誇りに思う気持ちの育成を図る。</p> <p><b>【大和高原文化財展示事業】</b><br/>○廃校となった旧水間小学校教室を利用し、都祁、月ヶ瀬地区を含めた奈良市東部の考古資料、民俗資料の展示室を開設。大和高原地域の歴史と文化財を紹介し、地域を知り、地域の誇りと愛する気持ちの育成を図る。</p> <p><b>【文化財デジタル情報発信事業】</b><br/>○奈良市に所在する文化財の資料や情報をデジタル化して、奈良市ホームページで公開。奈良市民や奈良を来訪する人に奈良市に伝わる文化財を広く紹介する。</p> <p><b>【奈良町歴史的遺産活用事業】</b><br/>○奈良町の歴史的町並み資産をまちづくりに活用するため、都市景観形成地区を中心とする地域の歴史的町並みを構成する資産の現状調査を行う。奈良町の文化財、遺跡、歴史などを解説した標識(説明板)「ならまち・まちしるべ」を3カ年計画で設置して、歩行者ネットワークを強化し、訪れる人が歴史・文化について理解を深めながら周遊してもらえるようにする。</p> <p><b>【まちかど博物館事業】</b><br/>○生業としての技、生活の中の潤いとなる趣味の手仕事やコレクションを地域の財産として公開し、交流の輪を広げ、趣旨に賛同いただいた町の住民が館長として、観光客や地元の訪れる人々を迎えている。</p> <p><b>【市民企画事業「奈良小唄」と「奈良盆踊」の復活】</b><br/>○「奈良の唄保存会」が「奈良小唄と奈良盆踊の復活」というテーマで第1回目の事業として採択された。(平成18年度事業採用、平成19年度実施)</p> <p><b>【世界遺産学習事業】</b><br/>○世界遺産の保護や啓発に取り組む人々に直接会い体験的に学習する。<br/>小・中学校を通して、世界遺産学習をより系統的・計画的に学習するため、世界遺産学習推進委員会を設置し、持続発展教育へと展開する奈良らしい世界遺産学習の学習モデルの創造を図る。実践研究会を開催し、研究成果の交流や発信に努める。</p> <p><b>【地域ふれあい活動体験事業】</b><br/>○環境・福祉・国際理解・人権等の課題の解決をめざし、地域の大人と子どもが共に活動することを、通して子どもの社会性を育むとともに、人と人とのつながりの大切さを学ぶ。<br/>中学校区に組織する「地域ふれあい活動体験指導者会議」が実施。</p> <p><b>【若草中学校区地域ふれあい活動推進委員会】</b><br/>○子ども達が郷土の歴史を学び、清掃活動等で歴史遺産にふれることによって思いやりと郷土を愛する気持ちを育てる。(北山十八間戸の清掃活動及び佐保川の清掃活動)</p> |

「もてなしのまちづくり」具体的取り組み(案)

| 分野        | 出所    | 意見・事例等  |
|-----------|-------|---|
| 学習の支援及び教育 | 委員提案  | <p><b>【郷土愛の醸成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住んでいる所大好き人間の奈良市民を増やす。そのために、学校教育に地域学習の時間をしっかり増やし、市内での体験学習の時間をもっと増やす。</li> <li>○奈良市内で学ぶ学生に対して、奈良についての情報を得る機会や学ぶ機会をつくる。仮に学生が卒業して奈良を離れても、奈良のよさを知る人が増える。(第1回会議)</li> <li>○奈良を愛する心があれば、自然と遠来の人にも奈良の良いところ伝える雰囲気生まれる。奈良市民が奈良を学びやすい環境づくり。(第4回会議)</li> <li>○「郷土の歴史と現状を知ること」「来訪者が必要とすることを感じることを知り続ける仕組みが必要。</li> <li>○子どもの時から郷土の歴史を知る。(第2回会議)</li> </ul> <p><b>【大学との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学において、“奈良を題材にした生活観光”をキーワードにしたカリキュラムの整備に取り組む。(第1回会議)</li> </ul> <p><b>【行政の取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員研修の中で、職員自らが奈良を好きになって、知ってもらい取り組みをする。(第2回会議)</li> </ul> |
|           | 観光の振興 | 奈良市<br>既存事業   |

「もてなしのまちづくり」具体的取り組み(案)

| 分野    | 出所          | 意見・事例等   |
|-------|-------------|--|
| 観光の振興 | 奈良市<br>既存事業 | <p><b>【観光案内所】</b><br/>○観光客の便宜に処するため、JR奈良駅構内、近鉄奈良駅構内、猿沢の3か所に設置。観光客に必要な各種の紹介・斡旋等を行っている。(業務は、社団法人奈良市観光協会に委託)</p> <p><b>【観光センター】</b><br/>○市の観光事業及び観光産業の振興を図るため設置し。観光の紹介・案内、観光物産・伝統的工芸品の展示・紹介等を行っている。(運営管理は、指定管理者:社団法人奈良市観光協会)</p> <p><b>【観光案内板等整備事業】</b><br/>○奈良大和路を訪れる観光客に対して、あたたかく歓迎し、外国人観光客も独り歩きができるように、4か国語併記の観光案内板、標識等の整備充実を図る。</p> <p><b>【なら燈花会開催事業(なら燈花会開催補助金)】</b><br/>○「なら燈花会」は、平成11年から毎年8月初旬～中旬に、奈良公園内の数か所の会場で、毎日約200人を超えるボランティアにより、毎夜約2万個の「ろうそく」を灯し、歴史的建造物のライトアップを含めた広大な規模の古都奈良の幻想的な風景を楽しんでいただく催し。</p> <p><b>【平城遷都祭開催事業(平城遷都祭開催負担金)】</b><br/>○平成10年に「古都奈良の文化財」がユネスコの世界遺産に登録を機にスタートした催しで、平成18年より市民中心の祭りとしてリニューアル。世界遺産のひとつである平城宮跡を会場にして開催し、市民や観光客に奈良のすばらしさ、広大なロマンを感じていただく。</p> <p><b>【平城遷都1300年記念事業奈良市市民連携企画会議】</b><br/>○平成22年に開催される平城遷都1300年記念事業に向けて、記念事業を市民全体の事業とし、市全体で実施できる独自の事業を検討・企画していくため、委員22名(うち3名は公募)からなる。記念事業を一過性のものにせず、終了後も将来のまちづくりに継承され、発展していく活動につなぐための事業内容を検討する。</p> <p><b>【奈良の鹿保護育成事業(奈良の鹿保護育成補助金)】</b><br/>○国際文化観光都市奈良のシンボルとして、貴重な観光資源として、天然記念物「奈良のシカ」を保護する。</p> <p><b>【外国人観光客誘致事業】</b><br/>○ビジット・ジャパン・キャンペーンに参加して、木造世界遺産を有する姫路市等と連携し海外からの観光客誘致を図る。</p> <p><b>【外国人観光ガイド事業】</b><br/>○外国人観光客受入通訳派遣(奈良YMCA善意通訳ガイド、奈良SGGクラブ、奈良学生ガイド)として、観光案内所、世界遺産等の観光案内を実施している。<br/>(社団法人奈良市観光協会に補助金交付)</p> <p><b>【なら奈良館】</b><br/>○市民及び観光客の世界遺産等に対する理解と認識を深め、文化の向上を図るため設置。世界遺産に登録された「古都奈良の文化財」をはじめとする貴重な文化財等の紹介を行っている。<br/>(管理運営は指定管理者:特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会)</p> |

| 分野    | 出所          | 意見・事例等  |
|-------|-------------|---|
| 観光の振興 | 奈良市<br>既存事業 | <p><b>【ならまち格子の家】</b><br/>                     ○奈良市を訪れる観光客・市民の観覧と利便に供するとともに、町並み保全に資するため設置。生活民具・伝統的工芸品等の展示及び紹介・観光の案内等を行っている。<br/>                     (管理運営は、指定管理者：社団法人奈良まちづくりセンター)</p> <p><b>【ならまち振興館】</b><br/>                     ○ならまちの町並み保全に資するため設置。奈良市の友好姉妹都市の紹介、日本の伝統的文化の紹介等を行っている。<br/>                     (管理運営は、指定管理者：財団法人ならまち振興財団)<br/>                     ※館内彩色：当館敷地内に育つ花や観葉植物を利用して当館室内に活け、来館者へのおもてなしとしている。</p> <p><b>【「ならまち」案内】</b><br/>                     ○「なら観光ボランティアガイドの会」の協力を得て、「ならまち」を散策に訪れた方々に対して、「ならまち」や奈良の魅力や見どころなどについて案内する。</p> <p><b>【名勝大乘院庭園文化館】</b><br/>                     ○市民・奈良市を訪れる観光客の観覧と利便に供するため設置。<br/>                     大乘院に関する資料の展示、奈良の観光案内・情報の提供等を行っている。<br/>                     (管理運営は、指定管理者：財団法人ならまち振興財団)<br/>                     ※なら燈花会参加と延長開館：なら燈花会開催期間内及び土日等に、開館時間を延長して燈火器で彩色する。</p> <p><b>【なら工芸館】</b><br/>                     ○奈良工芸の振興発展を図るため設置。<br/>                     奈良工芸に関する情報の発信、奈良工芸の研究・創造及び制作技術の伝承、工芸展の開催、工芸の制作実演及び体験教室の開催等を行っている。<br/>                     (管理運営は、指定管理者：財団法人ならまち振興財団)<br/>                     ※館内彩色：当館敷地内に育つ花や観葉植物を利用して当館室内に活け、来館者へのおもてなしとしている。<br/>                     ※なら燈花会参加と延長開館：なら燈花会開催期間内及び土日等に、開館時間を延長して燈火器で彩色する。</p> <p><b>【入江泰吉記念奈良市写真美術館】</b><br/>                     ○奈良に関係の深い写真・フィルム・文献等の資料を収集・保存・展示・調査研究、写真に関する各種講座の開催及び普及活動等を行っている。<br/>                     (管理運営は、指定管理者：財団法人ならまち振興財団)<br/>                     ※なら燈花会参加と延長開館：なら燈花会開催期間内及び土日等に、開館時間を延長して燈火器で彩色する。</p> <p><b>【杉岡華邨書道美術館】</b><br/>                     ○杉岡華邨の書道作品等の保存・展示、書道史の研究及び関係資料の収集・保存・展示、書道に関する講座の開催及び普及活動等を行っている。<br/>                     (管理運営は指定管理者：財団法人杉岡華邨書道美術財団)<br/>                     ※館内生花装飾：観覧者に快適な空間で書道作品を鑑賞していただけるように、ボランティアの協力を得て、館内に生花による装飾を行う。<br/>                     ※なら燈花会参加と延長開館：夏に奈良を訪れる観光客に、ならまちの新たな魅力を知ってもらい、より大きな満足を感じ、楽しんでもらえるように、地元脇戸町商和会とともに美術館周辺及び美術館スロープ部分にてロウソクによるライトアップを行い、それに合わせて開館時間を延長する。<br/>                     ※館名看板の設置：美術館前に大型の看板を設置し、館の位置が遠くからでも分かり易くし、来館者利便性を向上するとともに、通りのランドマーク的なわかりやすい目印となるようにした。</p> |

「もてなしのまちづくり」具体的取り組み(案)

| 分野    | 出所          | 意見・事例等  |
|-------|-------------|---|
| 観光の振興 | 奈良市<br>既存事業 | <p>【文化施設の管理運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○もてなしの心で、なら100年会館をはじめ、11の文化施設を指定管理者制度によって運営し、市民をはじめ、利用者の利便性の向上に努めている。</li> </ul>  |
|       | 委員提案        | <p>【観光地の「ストーリー」づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○奈良へ来て、こう回ればこういうことがわかるという情報を提供する。(第2回会議)</li> </ul> <p>【案内・表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○わかりやすい標識、案内板の充実。</li> <li>○市民一人一人が案内役となって親切にふるまう。</li> <li>○多言語対応は必須(第4回会議)</li> </ul> <p>【世界遺産の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産に囲まれた環境を維持することは今を生きる市民・行政・企業の責務。維持しながら、貴重さを広く伝えることが役割。</li> </ul> |

「もてなしのまちづくり」具体的取り組み(案)

| 分野    | 出所          | 意見・事例等  |
|-------|-------------|---|
| 交流の促進 | 奈良市<br>既存事業 | <p>【市民ふれあい交流事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○月ヶ瀬地区で大和茶手もみの体験や月ヶ瀬・都祁・まちなか地域の農業特産品等の販売や体験イベントを通して市民ふれあい交流を図る。</li> <li>○イベントを企画して、集客のある施設に出向いて実施。</li> </ul> <p>【奈良市文化祭奈良市民フェスティバル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○奈良市生涯学習財団が中心となり、市民主体のフェスティバルを開催する。</li> <li>○生涯学習や音楽・舞踊の成果発表等市民との実行委員会形式で実施する。</li> </ul> <p>【奈良市中心市街地活性化研究会補助事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○商店街の現状と課題について勉強会を重ね、中心市街地活性化に取り組む奈良市中心市街地活性化研究会に助成を行う。</li> </ul> <p>【海外からの来寧者受入事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○友好・姉妹都市をはじめとする海外の都市及び奈良市に来訪・滞在する 外国人と市民との各種交流事業を通じ、各種団体及び市民との交流を促進し、友好と親善を図る。</li> </ul> <p>【世界歴史都市会議の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平城遷都1300年祭の一環として、平成22年に第12回世界歴史都市会議を開催し、歴史都市が直面している共通の問題解決に向けての情報交換・共同研究を行うとともに、古都奈良の魅力を世界に向けて発信する。</li> </ul> |
|       | 委員提案        | <p>【交流の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人と人との交流が活発なまちであれば、多くの感動がうまれる。(第4回会議)</li> </ul>  |
|       | WGからの意見     | <p>【国際交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人が集まれる倶楽部をつくる。</li> </ul>   |



「もてなしのまちづくり」具体的取り組み(案)

| 分野       | 出所          | 意見・事例等  |
|----------|-------------|---|
| 美しいまちづくり | 奈良市<br>既存事業 | <p><b>【ポイ捨て防止推進事業】</b><br/>○国際文化観光都市としてふさわしい美観の形成を図るため、美化促進重点地域を清掃・巡回するとともに、市民のポイ捨て防止に関する意識を高めるよう街頭啓発等を実施。</p> <p><b>【路上喫煙を防止する条例の策定】</b><br/>○たばこの吸い殻のポイ捨て及び他人の身体に危険を及ぼすおそれのある、路上喫煙を防止することにより国際文化観光都市としての美観の形成を図る。</p> <p><b>【不法投棄防止事業】</b><br/>○不法投棄防止のため不法投棄多発地点に 不法投棄警告センサーを設置し、週2回パトロールを実施。<br/>(14か所に設置)</p> <p><b>【公衆便所管理事業】</b><br/>○駅前公衆便所5か所(近鉄奈良・新大宮・高の原・西大寺南・JR平城山)の清掃及び維持管理。1日1回清掃(近鉄奈良は2回)</p> <p><b>【観光便所管理】</b><br/>○奈良を訪れる観光客などの利便に供するために設置した観光便所(28か所)の管理。</p> <p><b>【都市景観形成事業】</b><br/>○古都奈良としての景観の保全・形成を図るために都市景観条例を制定しており、その条例に基づき、都市景観形成を図る必要な地区の指定、指定区域の規制等及び都市景観に大きな影響を与える大規模建築物等の規制を行っている。</p> <p><b>【奈良市都市景観形成地区建造物保存整備事業】</b><br/>○奈良町の景観を保全し後世に伝えるために、伝統的な様式を残す建造物は保存し、その他の建造物についても周囲の町並みと調和するものになるように、補助金を交付。</p> <p><b>【街路景観美化整備計画作成】</b><br/>○観光都市のエントランスにふさわしい「奈良を感じる街路景観」を誘導。</p> <p><b>【屋外広告物規制指導事業】</b><br/>○古都奈良の歴史的環境や自然環境にふさわしいまちなみ、景観となるよう屋外広告物の規制・誘導。</p> <p><b>【風致地区等規制指導事業】</b><br/>○古都奈良の景観保全・整備の一環として、古都保存法及び奈良県風致地区条例で指定する区域内での建築行為等に対し、周囲との調和したものになるように規制・指導。</p> <p><b>【違反広告物を出さない街づくり推進団体事業】</b><br/>○町中に溢れている貼り紙、貼り札等を地域のボランティア活動により除却してもらい、美しい町並みを保全していく。(現在25団体144名)</p> <p><b>【三条通りの整備】</b><br/>○奈良らしいシンボルロードとして三条通り拡幅整備。</p> |

「もてなしのまちづくり」具体的取り組み(案)

| 分野       | 出所          | 意見・事例等  |
|----------|-------------|---|
| 美しいまちづくり | 奈良市<br>既存事業 | <p>【彫刻のあるまちづくり事業】</p> <p>○街角や公園等に彫刻を設置することにより、市民生活にゆとりとうるおいを提供するとともに、市民の身近に芸術作品にふれていただき、豊かな人間性と市民文化を育むまちづくりを推進するために彫刻を設置。</p> <p>【緑の基本計画策定】</p> <p>○緑あふれる美しいまちづくりを進めるための総合的指針として、緑の基本計画を策定する。</p> <p>【特別史跡名勝平城京左京三条二坊宮跡庭園保存整備事業】</p> <p>○宮跡庭園整備事業は、指定地の一角にあった史跡文化センター跡地を3ヶ年で整備し、平成22年に平城遷都1300年を記念して公開する。<br/>整備後は、歴史・文化の薫り高い地域づくりの核となる文化財として広く活用を図る。</p> <p>【史跡大安寺旧境内保存整備事業】</p> <p>○大安寺旧境内の塔院地区にある西塔跡、東塔跡を中心とした範囲を5年計画で整備し市民に公開し地域づくりの核となる文化財として広く活用を図る。</p> <p>【西の京地区歴史的環境整備計画策定】</p> <p>○唐招提寺・薬師寺等の歴史的環境に配慮した道路・駅前広場等の基盤整備計画を策定する。</p> <p>【電線共同溝整備事業】</p> <p>○「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録されたことから、その周辺地域の電線類を地中化にし、景観整備を図る。</p> |
|          | 委員提案        | <p>【景観形成】</p> <p>○国のまほろば奈良の歴史ある自然に囲まれた心やすらぐ景観は何よりのおもてなし。そこなうことのないように保全する。(第4回会議)</p> <p>【美化・清掃】</p> <p>○ゴミや落書きのない美しいまちの状態もおもてなし(第4回会議)</p>  |
|          | WGからの意見     | <p>【観光・環境面でのおもてなし】</p> <p>○「アイドリングストップ」や「ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制」等、既存の施策を「もてなし」の視点からあらためてPRする。</p>   |



「もてなしのまちづくり」具体的取り組み(案)

| 分野       | 出所          | 意見・事例等  |
|----------|-------------|---|
| 優しいまちづくり | 奈良市<br>既存事業 | <p>【交通施策の推進・放置自転車対策事業】<br/>○市内主要駅周辺の景観保全と交通安全対策として、駅周辺に放置されている自転車等を移動する。(平成19年度移動台数 6,766台)</p> <p>【パークアンドバスライド・サイクルライド事業】<br/>○春と秋の行楽シーズン中の中心市街地での交通渋滞の緩和を目的に、郊外に無料駐車場を来訪者に開放し、路線バスやレンタサイクルを利用してもらう。</p> <p>【駐車場案内システム事業】<br/>○駐車場利用者に複数の駐車場の満空情報や渋滞情報等を道路に設置した案内板を通じて提供する情報システムを構築運営することにより、空き駐車場を探す車両を減少させ、路上駐車や入庫待ち車両のない交通環境の健全化を図るとともに、各駐車場を有効的に利用する。</p> <p>【新しい交通システムの検討】<br/>○駅前と主要な観光拠点を結ぶ交通アクセスの整備等、奈良のまちを快適に観光していただける交通システムの検討を行う。</p> <p>【安全で安心な生活の確保・奈良市安全安心まちづくり基本計画策定事業】<br/>○平成20年4月に施行された「奈良市安全安心まちづくり条例」を周知し、かつ防犯対策等をより具体的に実施するための基本計画を策定する。</p> <p>【都市公園整備に伴うユニバーサルデザインの採用】<br/>○新規の都市公園整備にユニバーサルデザインとして、障害者・高齢者等すべての人が安全で快適に利用できるよう、なだらかなスロープを採用する。</p> <p>【JR奈良駅東口駅前広場整備計画】<br/>○JR奈良駅付近連続立体交差事業並びに駅周辺整備事業により、新しく生まれ変わるJR奈良駅の東側駅前広場を市の玄関口にふさわしいものとするため、ユニバーサルデザインを考慮した整備計画の策定を図る。</p> <p>【庁舎のバリアフリー化】<br/>○来庁者の移動の円滑化のため、庁舎の改修<br/>(東棟出入口のスロープ設置、窓口課の案内板設置等)<br/>庁舎のバリアフリー化を進める。</p> |
|          | 委員提案        | <p>【障害者・高齢者等への配慮】<br/>○身障者・高齢者など誰に対してももてなしできる住みよいまち<br/>○バリアフリー(第4回会議)</p> <p>【安全なまちづくり】<br/>○「安全」は催しをする時の大切なポイントであり、「安心して訪れることができる所」は「もてなし」の一つの大きなポイント(第3回会議)<br/>○立て看板等の案内表示、トイレ、駐車場の完備(第5回会議)<br/>○歩く人にやさしい町(第4回会議)</p> <p>【歩行者への配慮】<br/>○「歩く観光」を重視した物理的に歩きやすい環境づくりと歩いて楽しいという雰囲気づくり(第2回会議)</p>   |
|          | WGからの意見     | <p>【障害者・高齢者等への配慮】<br/>○バリアフリー、ユニバーサルデザインの精神を建設・設計業界等に周知する。</p>  |

「もてなしのまちづくり」具体的取り組み(案)

| 分野       | 出所          | 意見・事例等   |
|----------|-------------|--|
| 情報調査研究及び | 奈良市<br>既存事業 | <p>【市民意識調査】</p> <p>○市民の声を聞きそれを市政に反映させる方法として、市政についての関心や要望などを把握し、市政推進に関する資料の収集を目的として実施</p>   |
|          | 奈良市<br>既存事業 | <p>【奈良市表彰式】</p> <p>○市政の発展及び市民福祉の増進に寄与し、その功績が顕著で市民の模範となるものを表彰し、その功績をたたえる。<br/>毎年11月3日(文化の日)に奈良市表彰式を開催。</p>  |
| 顕彰       | 委員提案        | <p>【顕彰制度】</p> <p>○「もてなし大賞」の設置、わがまちの自慢コンテストの開催(第4回会議)<br/>○奈良市内で、トップのポイントをとった店をもてなしの成果という形で発表していく。</p>  |
| 分野       | 出所          | 意見・事例等   |
| その他      | 委員提案        | <p>【ポイント付与・還元】</p> <p>○ポイントを奈良の自然を守るためなどに活用する。(第11回会議)<br/>○奈良市でもてなしをした人には何かを還元するという仕組みづくり。<br/>○もてなしポイントにスポンサーをつけて新聞に掲載してもらえる仕組み等の宣伝をする。(第11回会議)<br/>○携帯電話からアクセスできるページを作り、そこでアンケートに回答すると、ポイントが付く仕組みをつくる。鹿愛護に還元するなど、ポイントを環境目的に使うことも考えてよい。<br/>鹿愛護のポイントになるとすれば、奈良のアピールにもなる。(第11回会議)</p> |
|          |             | <p>【その他】</p> <p>○利用された方や様々な方の意見を反映するために「もてなしの五つ星」などランクづけをする。(第11回会議)<br/>○ステッカーやシールなどグッズが必要。(第11回会議)</p>   |

## ■もてなしポイントについて(行動計画につながるもの)

「もてなしのまちづくり条例」を踏まえた、「もてなしポイント」の考え方

### 来訪者のポイント

I まちなみに「おもてなし」を感じさせる「しつらえ」

II 古都奈良の歴史を際立たせる「まちづくり」

III 流行だけのデザイン潮流に流されない「文化」

IV 奈良市民が持つ「心」を最大限発揮している「しきたり」

V 古代の風を感じさせる時空を超えた「場所」を提供する

### 市民のポイント

条例をPR

イベント開催での連携

「奈良市」で暮らす喜び

人と人との「ふれあい」

「まちなみ」を紹介

### 「もてなしポイント」の還元

商業、観光振興産業に貢献する

地域通貨券

古都の空間に花を添える

花と緑の植栽運動

まちなみをつなぐ「道」をよくするとする

道づくり

時と共に風合いが出る

社寺の保存・共存

未来を創る子どものために

子育て支援

## 地域通貨について

### 1. 地域通貨って何？

- ・ 地域通貨とは、特定の地域やグループ内において、自分達で決めたルールに従って互いに行った行為やサービスを独自の「紙券」や「点数」に置き換え、これらを流通の「媒体」（お金の代わり）として、サービスや物と交換し循環させるシステム。地域経済の活性化や住民間の交流促進をうたい、全国で展開されている。軌道に乗らないまま活動休止や自然消滅に至る例も少なくない。
- ・ LETS（Local Exchange and Trading System：地域交換公益制度）のようにあらかじめ登録した会員同士が会員にのみ通用する地域通貨を使って会員間で提供しあえる財やサービスを行うネットワークシステムとして運用する、いわゆる「取引等の通貨」でなく「互恵」をサポートするツールとしての事例も多い。

### 2. 地域通貨の活用例

活用例として、善意のやりとりによる福祉などでの助け合い、人と人の絆づくり、地域コミュニティの活性化を図ろうとする活動や、地域でだけ使える通貨としての性質に着目して、通貨の域外流出を抑えることで地域経済の活性化を図ろうとする活動などがある。

|     | 種 別       |  |
|-----|-----------|--|
| 形 式 | 紙幣発行型     | おれを実際に刷って流通させる。日本円と同じように使えるため便利だが、法的な問題や偽札等が懸念される。 |
|     | 通帳記入型     | 会員が通帳を持って、その通帳に残高を記入していく。                          |
|     | 小切手型      | 紙幣発行型と同様の形態だが、裏面に持ち主が次々にサインしていくことで、小切手の信用を増す。      |
|     | タイムダラー型   | 例えば30分の仕事に対して1枚のコインなどを渡す。                          |
| 目 的 | ボランティア貯金型 | 高齢者の支援など、ボランティアによる行為をポイント化して貯める。                   |
|     | エコマネー型    | レジ袋を断るなど、環境にやさしい行為をポイント化して貯める。                     |
|     | 地域振興型     | 特定の地域の商店街のみで通用する地域通貨として、商店街等の活性化を図る。               |



件の協力も取り付けた。

- ・ 市民は運営委員会に行けば、現金と等価交換できた。環境活動やイベントのボランティアなどの謝礼に使ったり、クーポン券代わりに客に配る店もあった。1年で約50万KOKUを発行。しかし、その多くは循環することなく市場から消えた。
- ・ 受け取った「KOKU」を使用する市民が少なかつただけでなく、支払いを受けた店舗も次に使用する場がないため「KOKU」を貯めこんだ。
- ・ 実際に使われたのは10万KOKU弱。運営状況は厳しく、委員会は昨年10月に解散し、事務局のみが残った。

## 5. 奈良市における導入の考え方

|         |  |
|---------|--|
|         |  |
| 対象となる行為 | 観光、環境、福祉分野に関する「おもてなし」                  |
| 単位（案）   | 「100KOTO（古都）」「100WEL（WELCOME）」「100福」など |
| 流通場所    | 会員同士による流通、奈良市内の商店、市役所等の公的サービス          |

## 6. 事例一覧 : 別紙（「地域通貨活動一覧」及び「近畿の地域通貨事例」のとおり）

(資料)近畿の地域通貨事例

| 地域通貨名称             | ポイント  | 通用する地域      | 目的  | 実施主体                       | 仕組み  | 協賛店        | 広報                        | その他                               |
|--------------------|---|-------------|---|----------------------------|--|------------|---------------------------|-----------------------------------|
| 人と人をつなぐ地域通貨<br>ひらり | ちょっとしたお手伝いをしてもらいたい人がお手伝いしてもらった人に「ありがとう」の感謝の気持ちを込めて渡す地域通貨  | 枚方市内およびその周辺 | ・近隣の人と人とのつながりの再生すること<br>・市民活動やボランティア活動の活性化を図ること<br>・市内商店街における購買を促進し地域経済活性化に貢献すること | 特定非営利法人<br>(ひらかた地域通貨ひらりの会) | ①「お手伝いしてほしい人」は事務局に利用登録(無料)する。<br>②「お手伝いをしたいこと」を事務局が情報として管理し、依頼事項が発生した時にコーディネーターが『利用者』を紹介する。<br>③「お手伝い」依頼者が「お手伝い」提供者にお礼として“ひらり”を渡す。<br>④「お手伝い」提供者は協賛店での買い物等で“ひらり”を使用する。<br>「ひらり」の所有者は、「ひらり」を円に換金することはできないが、商店街の協賛店で買い物(100ひらり通貨=100円として)および生涯学習市民センター(利用料の減免)で使用することができる。<br><br>※詳しくは、「人と人をつなぐ地域通貨 ひらり」ホームページ(アドレス <a href="http://hirari.jp">http://hirari.jp</a> )をご覧ください。   | 市内の商店会や商店街 | ・HP<br>・広報紙の発行<br>・協賛店マップ |                                   |
| 彦(げん)              | 美しいひこね創造活動への参加登録者に対し、美しい行為の活動実績に応じて、市から「感謝の気持ち」として渡すも地域通貨 | 彦根市         | 「美しい行為」および「地域通貨」を通じて市民が協働して市の活性化を図り、「美しいひこね」を創造する。                                | 彦根市<br>美しいひこね創造条例(平成17年条例) | ①美しいひこね創造活動への参加登録<br>②参加登録者に市から活動報告書を渡す。<br>③登録者は美しい行為を実践し、活動報告書へ記入<br>※美しい行為について、1週間に15分以上の活動を各自で記入<br>④市が、活動実績の認定し、活動回数に応じて「彦」を渡す。<br>※1週間あたり15分以上の美しい行為を「1単位」として、「1単位」=「25彦」として計算。<br>※1年間(=52週)を通じて最高で1,300彦(25彦×52週)の「彦」を渡す。<br><br>☆協力店で「彦」と引き換えに特典を受ける。特典内容は各店舗によって異なる。市の施設の使用料や手数料の支払いに「1彦=1円」として使用する。<br><br>☆登録市民団体に、「彦」を寄附することができる。寄附された団体は「1彦=1円」で換金できる。<br><br>※詳しくは、彦根市ホームページ(アドレス <a href="http://www.city.hikone.shiga.jp/kikakushinkobu/gen">http://www.city.hikone.shiga.jp/kikakushinkobu/gen</a> )をご覧ください。 | 協力店        | ・市HP<br>・制度説明の出前講座        | ・地域通貨の有効期限は3カ年度。<br>・偽造防止策を施している。 |

地域通貨活動一覧

|                  | 稲城市   | 世田谷区  | 横須賀市追浜   | 三条市  | 彦根市   | 市川市   | NALC   | アトム通貨   |
|------------------|---|---|--|--|---|---|--|---|
| <b>事業主体</b>      | 高齢福祉課介護保険係・社会福祉協議会  | 介護保険課管理係  | 追浜地区社会福祉協議会下部組織<br>追浜地区ボランティアセンター  | 地域経営課地域振興係・NPO法人   | 企画振興部まちづくり推進室   | 地域情報推進課   | 特定非営利活動法人<br>ニッポン・アクティブライフ・クラブ   | アトム通貨実行委員会  |
| <b>分野</b>        | 介護施設への支援事業  | 介護施設への支援事業  | 地域への支援事業   | 地域への支援事業<br>(環境活動が主)   | 地域への支援事業  | 地域への支援事業  | 地域への支援事業   | 地域への支援事業  |
| <b>目的・効果</b>     | 高齢者の介護支援ボランティア活動による地域貢献を、積極的に奨励・支援する。   | 高齢者が社会参加、地域貢献を行いながら、自らの健康増進、介護予防に積極的に取り組むことができるようにするとともに、要介護・要支援高齢者に対する区民の主体的な地域支えあい活動を育成、支援する。 | 地域での「助けてほしい」「何かお手伝いしたい」と思う気持ちをつなげる。<br>→地域の人々がお互いに助け合い、支え合いながら、誰もが安心して暮らせる「住んで良かったまち追浜」を目指す。 | 地域住民、市民活動団体、商店街など、さまざまな立場で広くまちづくりにかかわる人たちを“つなぐ”<br>→地域の人材を活かして支えあい関係づくり・地域の中でお金を循環させることで地域経済を活性化・地域環境、地球環境の保全。   | 一人ひとりの手により、彦根のまちを更に美しく、活力ある街としていくことを目指す。<br>⇒美しいひこね創造事業   | ・安全なまちをつくる<br>・ボランティア活動の活性化<br>・住民の顔の見える関係づくり<br>・地域通貨をきっかけとした地元商店への来店促進  | 自立…いつまでも健康で、精神的に自立し、「質の高い」人生を送る<br>奉仕…ボランティアを生きがいにし、社会と人に貢献する<br>助け合い…会員相互が時間預託制度で助け合い、生活を豊かにする            | 人と人が関わり合うことができるネットワーク作りを支援する。地域にやさしい社会づくり・環境にやさしい社会づくり・国際協力にやさしい社会づくりを目指す。<br><br>人と人との関わり合いの中から自然と生まれる「ありがとうの気持ち」をつなげる一つのツールになる。 |
| <b>導入時期</b>      | 平成19年9月～平成20年3月まではモデル事業とし、平成20年4月～本格的に実施。   | 平成20年4月～  | 平成16年4月～   | 平成14年4月～<br>実験的に運用開始   | 平成18年4月～  | 平成17年12月～平成18年2月<br><br>モデル事業として、実験的に実施。今のところ導入予定はない。   | 平成6年4月20日 設立   | 平成15年9月 事務局設立   |
| <b>予算</b>        | 市が社会福祉協議会へ委託<br><br>20年度委託料 1,460,000円  | 世田谷区において<br>20年度予算3,242,000円  | 当該事業に関する費用はかかっていない   | 市がNPO法人へ委託<br>20年度委託料 984,000円<br><br>※自治体にとってはゴミ減量化、環境美化へ。協力店ではレジ袋などの経費節減へ繋がる。  | 彦根市において<br>20年度予算 3,349,000円  |   | 会員の年会費とナルクに賛同した民間諸団体からの寄付金とナルクの目的に添った事業収入で賄う。  | 地域の協力店  |
| <b>登録人数・活動人数</b> | 介護保険料を滞納していない稲城市の65歳以上の方。(介護保険第1号被保険者)<br><br>登録人数…280人   | ボランティア研修(これまでに5回実施)を受講した世田谷区在住の65歳以上の方。(介護保険第1号被保険者) 384人                                       | 登録人数…100人<br>活動人数…90人<br>(60代が中心)  | 平成19年末現在、71,489枚 発行  | 登録人数…約3,000人<br>(18歳以上で市内に在住、在勤者)   | 活動人数…個人 1,120人<br>団体 20団体   | 会員が全国40の都道府県に126の市町村で活動拠点を作っている。   | 約80万枚(第5期概算)  |
| <b>対象となる活動</b>   | ボランティア受け入れ希望機関は、あらかじめ申請をし、市長からの指定を受ける。<br><br>この制度に参加している施設内での話し相手、レクリエーションの手伝い、食堂内での補助など。  | ボランティア受け入れ希望機関は、あらかじめ申請をし、市長からの指定を受ける。<br><br>この制度に参加している区内36か所の施設で…話し相手、レクリエーションの手伝い、掃除などの軽作業。 | 追浜ケアセンターデイサービス利用者の話し相手、お年寄りの家事援助、不審者の侵入を防ぐための小学校見回り、車いすや手話研修など学校総合学習の手伝い、傾聴。(在宅)             | ・環境にやさしい活動…スーパーなどでレジ袋を断る、飲食店でマイ箸を持参する、使用済み天ぷら油を回収場所に出す等<br>・市民活動団体の取組みに協力<br>・市が行う事業などに協力(参加)…図書館行事、保育ボランティア<br><br>“ありがとう券”という趣旨で市内で循環させる ※人から人への手渡しもあり | “美しい行為”<br><br>・公共の場所を清掃<br>・公道から見えるところに草花を植える<br>・防災、防犯パトロール<br>・カーブミラーの清掃<br>・近所のお年寄りを病院へ送迎<br>・資源回収<br>・ウォーキング、ジョギング | ・防犯パトロール<br>・保育園等の行事の手伝い<br>・老人ホームでの演芸披露<br>・街角サロンの運営手伝い<br>・駅前等の清掃活動<br>・文化会館運営の手伝い<br>・「てこな」使い方の講習会<br>・ボランティア団体の支援 | ・介助、介護…見守り、外出介助、車椅子介助<br>・家事援助…住宅清掃、洗濯、買い物<br>・子育て支援…産前産後の家事援助、保育園児・学童児の送迎<br>・仕事ならび精神的援助…雪下ろし、葬祭手伝い、朗読、代筆 | イベント(※)の参加、加盟店(早稲田・高田馬場地域のみ)での使用<br><br>※ 打ち水(環境)、お祭りでお御輿をかっついてくれた子どもたちへ(地域)、早稲田大学留学生のお祭りではスタンプラリーを行った人たちへ(国際)、フェアトレード、オープンイベント   |
| <b>ポイント付与</b>    | ボランティア活動後に、施設の方へボランティア手帳を提示し、スタンプを押してもらう。<br><br>1時間の活動を1回とし、1スタンプ押印(1日あたり2スタンプが上限)<br>10回～19回までの活動で1,000ポイントの付与 1,000ポイント=1,000円 | ボランティア活動後に、施設の方へボランティア手帳を提示し、スタンプを押してもらう。<br><br>1時間1枚<br>1ポイント=50円相当(1日あたりVスタンプ2枚が上限)          | 活動毎に、市長へ活動報告書を提出する。<br><br>1回2時間以内の活動で1ポイント  | 活動時間や内容には関係なく、1回の活動後に1枚配付される。  | 活動毎に、市長へ活動報告書を提出する。<br>1週間に15分以上の活動をして1単位<br>※1単位=25「彦」 1彦あたり1円<br><br>1年間の活動実績分が翌年度の4、5月に交付される。(上限額は1,300円)            | 活動内容に応じ、参加後毎に100～500てこなを配付する。<br><br>ポイントは住民記録台帳カード内に付与される。商品券として使用する際は、ポイント交換端末にて紙クーポンに変換する。<br><br>1てこな=1円          | 活動内容に関係なく、1時間1点として拠点事務所が「時間預託台帳」に記録、それを1ヶ月に1回「時間預託手帳」に転記して会員に渡す。   | 活動内容に応じ、参加後毎にアトム通貨を配付する。<br>1馬力=1円<br><br>実行委員会がそのつど付与基準を決定する。  |
| <b>ポイントの還元内容</b> | 申請に応じ、年度ごとに、5,000円を上限として指定された口座へ振り込みとなる。<br><br>次回の介護保険料の支払いに使用可能。  | 10枚以上貯めると1年後、6,000円を上限として介護保険料負担軽減資金の支給申請をすることができる。<br><br>指定された口座へ振り込みとなる。(申請はまだなし)            | 1ポイントで、本人または同居の親族が2時間以内のボランティア派遣を受けられる。(有効期限はなし)   | ・40枚で市専用ゴミ袋3枚と交換<br>・市内の「らて」協力店で、お得なサービス券として使用<br>・市民活動団体でエコリサイクル品と交換<br>・家族や友人、同僚など、お世話になった人へ感謝の気持ちを込めてプレゼント  | ・市内の協力店(飲食店など)で使用<br>・市の施設使用料及び手数料<br>・市民活動団体への寄付も可能<br><br>※協力店は市のHPに掲載される   | ・公民館使用料 施設の広さ等に応じ50～1,100てこな/1時間<br>・動植物園入場料 大人420てこな、小中学生100てこな<br>・駐車料金 100てこな/30分<br>・商品券として                       | サービス提供者本人にサービスが必要になったときや、配偶者、両親のために預託した点数を引き出し、サービスを受ける。   | アトム通貨加盟店で現金同様に使用する  |